厚生労働省 奈良労働局 発表 平成30年9月5日

【照会先】

奈良労働局労働基準部賃金室

室 長 岩崎 靖

監察監督官 越智 隆司

電話 0742-32-0206

平成30年度 奈良県最低賃金の改正決定について

平成30年10月4日から時間額811円

奈良労働局は、奈良県最低賃金を平成30年9月4日付けで正式に改正決定し、同日 官報公示を行いました。

これにより、奈良県最低賃金は、官報公示の30日後である平成30年10月4日から時間額811円となります。

奈良県最低賃金は、奈良県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

(参考)

奈良県最低賃金の推移

年 度	最低賃金額 (時間額)	引上げ額	引上げ率
平成 26 年度	7 2 4 円	14円	1.97%
平成 27 年度	7 4 0 円	16円	2.21%
平成 28 年度	7 6 2 円	22円	2.97%
平成 29 年度	7 8 6 円	2 4 円	3.15%
平成 30 年度	8 1 1 円	25円	3.18%